

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本田小川線
- 三 道路の区域

旧新別	旧 A	旧新別
<p>旧新 B</p> <p>比企郡小川町大字伊勢根字宮前五〇番一地从先から同郡同町大字上横田字小萩一九五二番一地从先まで</p>	<p>比企郡小川町大字高谷字高橋二七番一地从先から同郡同町大字上横田字妻子ヶ谷戸九一九番八地从先まで</p>	<p>区間</p>
<p>一四・〇六〓三六・〇三</p>	<p>一〇・三六〓二一・七一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八八一・六一</p>	<p>一、〇三〇〇・二〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備工事による。 旧道部分は大川町道として引き継ぐ。</p>		<p>備考</p>